

棚倉町告示第18号

たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年4月1日

棚倉町長 宮川 政夫

たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世帯及び子育て世帯の転入促進並びに転出を抑制し、定住人口の増加と活力あるまちづくりを推進するため、住宅取得費用等の一部を助成することについて、棚倉町補助金等の交付等に関する規則（昭和57年棚倉町規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 町内に新たに建築した住宅（既存住宅の解体後に同敷地に新たに住宅を建築した場合を含む。）で、令和6年1月2日以降に所有権の保存又は移転の登記がされた、玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した居住の用に供され、かつ、過去に人の居住の用に供されていないものをいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (2) 建売住宅 町内で販売された住宅で、令和6年1月2日以降に所有権の保存又は移転の登記がされた、玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した居住の用に供され、かつ、過去に人の居住の用に供されていないものをいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (3) 中古住宅 過去に人の居住の用に供されたことのある住宅（申請者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）が所有するものを除く。）で、令和6年1月2日以降に所有権の保存又は移転の登記がされた、玄関、居室、台所、便所及び浴室を有し、独立した居住の用に供されるものをいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものを除く。
- (4) 増改築 福島県多世代同居・近居推進事業（以下「県事業」という。）補助金交付事務取扱要領における増改築をいう。
- (5) 改修 県事業補助金交付事務取扱要領における改修をいう。
- (6) 若者世帯 申請年度末日において夫及び妻のいずれかが45歳未満の婚姻世帯をいう。
- (7) 子育て世帯 申請年度末日において18歳以下の子を有する世帯をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本町に10年以上定住する意思のある者であること。
- (2) 助成対象住宅の所有者であり、所有権を登記していること。ただし、当該住宅の所有権が共有に属するときは、本人及びその配偶者の持分合計が2分の1以上あること。
- (3) 新築住宅又は中古住宅を取得した者は、若者世帯又は子育て世帯とし、増改築又は改修(以下「増改築等」という。)した者は、令和7年4月1日以降に県事業の交付決定を受けている子育て世帯であること。
- (4) 申請時において、助成対象者及びその世帯員(以下「助成対象世帯員」という)に、期限が到来している町税等の滞納がないこと。
- (5) 棚倉町暴力団排除条例(平成23年棚倉町条例第17号)第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(助成対象住宅)

第4条 助成金の交付対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号のいずれの要件を満たすものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令の基準に適合している住宅であること。
- (2) 助成対象者及び助成対象世帯員が居住している住宅であること。

(助成金の額)

第5条 助成金の交付額は、次の各号に掲げる基本額及び加算額の合計額とする。ただし、加算額の上限額は30万円とする。

- (1) 基本額 助成金の基本となる額は、別表第1に掲げる要件に応じて決定する。
- (2) 加算額

ア 申請年度末日において18歳以下の子を養育している場合、子1人につき、10万円を加算する。

イ 新築住宅又は中古住宅を取得した場合において、県事業の交付決定を受けた場合、10万円を加算する。

ウ 棚倉町空き家バンクに登録された中古住宅を取得した場合、10万円を加算する。

エ 増改築等において、浄化槽整備を伴っている場合、10万円を加算する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする世帯は、たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付申請書兼請求書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 住民票謄本(世帯全員)
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 町税等納入状況確同意書(第2号様式)
- (4) 増改築等並びに前条第2号イによる加算にあつては、県事業による交付決定通知書
- (5) その他町長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第7条 町長は、前条の申請があったときは、これを速やかに審査し、助成金の交付の可否を決定する。

- 2 町長は、前項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定に基づき助成金の交付を決定した場合には、町長は申請者からの請求に基づき速やかに助成金を交付するものとする。
- 4 町長は、規則第13条に規定する実績報告については、前条に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなす。
- 5 町長は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定通知については、第2項に規定するたな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付決定通知書をもってこれに代えるものとする。

（助成金の交付決定の取消等）

第8条 町長は、助成金の交付の決定又は交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付を受けた日から10年以内に町外に転出又は助成対象住宅の所有権の移転若しくは住宅を取り壊した場合
 - (2) 偽りその他不正な行為があった場合
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、返還の対象としないものとする。
- (1) 助成対象世帯員が引き続き居住する場合
 - (2) 転勤等による一時転出で、数年後戻る予定である場合
 - (3) 入院、介護等の理由により転出する場合
 - (4) 地震、火災等の被害により、対象住宅に居住できなくなった場合
 - (5) その他町長が特別の事業があると認めた場合
- 3 第1項の規定により交付の取り消した場合は、別表第2に基づき算出した額を、たな暮らし住宅取得等支援事業助成金交付決定取消通知兼返還命令書（第4号様式）により通知し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

助成要件	助成金額（円）	
	住宅取得（登記）時において町内に 1 年以上居住している世帯	住宅取得（登記）時において町外から転入して 1 年未満の世帯
町内の自己名義の宅地に住宅を新築した世帯	200,000	300,000
町内の自己名義でない宅地に住宅を新築した世帯	100,000	200,000
町内に宅地と中古住宅を購入した世帯	100,000	200,000
町内に中古住宅を購入した世帯	50,000	100,000
増改築又は改修した世帯	50,000	100,000

別表第 2（第 8 条関係）

助成金交付決定後の年数等	交付決定の取り消し金額
5 年未満又は第 8 条第 1 項第 2 号に基づく取り消し	助成金交付額の 100%
5 年以上 7 年未満	助成金交付額の 60%
7 年以上 9 年未満	助成金交付額の 40%
9 年以上 10 年未満	助成金交付額の 20%